

## 品川区社会教育委員会議運営要綱

制定 平成10年3月31日 教育長決定 要綱第2号

改正 平成14年11月28日 次長決定 要綱第18号

改正 平成28年2月26日 教育長決定 要綱第9号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (議長および副議長)

第2条 委員会議に、委員の互選による議長と副議長を置く。

2 議長および副議長の任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は、委員会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

### (招集)

第3条 委員会議は、議長が招集する。

### (分科会)

第4条 委員会議に特別の事項を分担させるため、分科会を置くことができる。

### (議事)

第5条 委員会議の決定は、委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを決める。

### (庶務)

第6条 委員会議の庶務は、文化観光課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育委員会事務局教育次長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成14年11月28日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。